

これまでの審議の整理

0. 前提条件の確認

条約締結以来、我が国の文化遺産の保護や、世界遺産一覧表の多様性に貢献。条約に積極的に関わり、我が国民の文化的向上及び世界文化の発展に寄与していくことは今後も変わらない。

当初想定していなかった、遺産影響評価、オーバーツーリズムや新型コロナウイルス感染症などの事態が表出。

SDGs やその検討の方向性も踏まえつつ、今後の在り方を検討することが必要。

1. 世界遺産一覧表への記載の意義

「学術的な価値と保存」と「活用による魅力的なまちづくり」を相反するものとしてではなく、相乗効果をもって調和的に発展しうるものとして位置付ける。

世界遺産一覧表への記載については、大きく分けて3つの意義。

文化遺産の将来世代への継承

- ・文化遺産の保護
- ・周辺環境の保護
- ・保護の取組の発信機会の拡大

新たな価値の発見と我が国の文化の発信

- ・国際的観点からの新たな価値の発見
- ・我が国の文化の発信と世界遺産一覧表の多様性への貢献

文化遺産を活かしたまちづくり

- ・コミュニティの参画による持続可能な保存・活用
- ・持続可能な保存・活用を通じた魅力増進による来訪者の増加
- ・来訪者増加等を通じた雇用創出、交流・定住人口の獲得による地域の課題解決、地域活性化
- ・住民の地域愛と誇りの獲得と文化遺産の保存・活用へのさらなる参画

引き続き、文化遺産としての価値が国際的に高く、地域による持続可能な保存・活用が見込まれるものについては、特性に応じて柔軟に課題を解決しつつ、積極的に世界遺産一覧表への記載を進め、保護を図る。

2. 世界遺産一覧表に記載された文化遺産の持続可能な保存・活用の在り方 顕在化している課題

i) 世界遺産一覧表に記載された文化遺産の管理体制

条約の締結時や採択時に想定されていなかった遺産影響評価の実施や包括的保存管理計画の策定など、事後的なユネスコやイコモスの議論により、近年、世界遺産一覧表に記載された文化遺産の維持に求められる水準が上がってきている。

特に、国主導で記載が推進されてきた初期の案件や、開発に係る意向の強い都市部の案件について、調整すべき事項が多い。

そのために必要な文化財保護政策と観光や開発、都市計画政策との連携は必ずしも十分ではない。

記載までの充実した人員配置、財源措置が、記載後に維持されない事例がある。

課題の複雑化に伴い、各遺産を長期的な視野で総合的に管理できる機能や担当するマネージャーが求められるが、必ずしも整備・育成・配置されていない。

ii) 世界遺産一覧表に記載された文化遺産周辺への対応

再生可能エネルギー開発等、緩衝地帯外における開発に対する遺産影響評価が求められている。

緩衝地帯における開発圧力がある一方、緩衝地帯及びその周辺地域の文化的価値を積極的に位置付け、必ずしも一律に規制するのではなく、資産価値に応じ柔軟に管理しつつ、変化を許容することが必要。

iii) 地域コミュニティの関わり

世界文化遺産の意義や状況について十分な周知・教育が実施されていない。

地域の積極的、かつ、主体的な参画が進められる一方、その取組の偏在や後継者育成の課題も指摘される。

iv) 来訪者管理

記載前後を中心としたオーバーツーリズムや、新型コロナウイルス感染症の影響など、来訪者対応の準備が必要。

多言語化や世界文化遺産としての価値の説明（インタープリテーション）が不十分な事例がある。

v) その他

日本文化全体の発信の中で、文化遺産の守り方まで含めた文化遺産の国際的発信はさらに積極的に行われてしかるべき。

対応の方向性

文化遺産の価値や置かれた状況によって持続可能な保存・活用の在り方は多様であり、地方自治体をはじめとする関係者の主体的な取組が最も重要。一方、世界遺産一覧表に記載された後も国が現状把握に努め、地方自治体による取組を後押しすることが必要。

文化財保護法による措置だけではなく、景観法や条例などによるものなど、様々な対応を複層的に取りながら、遺産影響評価の実施や包括的保存管理計画の策定が必要。

こうした観点から、文化財保護部局と都市計画等にあたる部局との連携強化が必要。

文化遺産の内容や地域により状況は異なるものの、人材育成や来訪者対応を含めたそれぞれの課題や対応の好事例を把握、共有する機会の設定が不可欠。

国による対応

文化遺産の態様や環境は様々であり、保存・活用にあたっては、国が一律・画一的なマニュアルを示すのではなく、個別に判断していくことが望ましい。

国内外を問わず文化遺産に係る課題や対応の好事例や情報の収集に努め、自治体関係者等に対し、情報共有を図るとともに、世界遺産の意義について周知を図る機会を、設けるべき。

併せて、我が国の世界遺産一覧表に記載された文化遺産の保存・活用の状況等を把握し、改善するため、本委員会委員による当該文化資産の視察や助言することを検討すべき。

本委員会委員による文化遺産の視察等にあたり、一般向けのシンポジウム等を行うことについても考慮に入れるべき。

また、これらの場において把握した優れた取組を顕彰することや、

ホームページや SNS 等により広報することも有益。

各地域の情報を集約しつつ、例えば、遺産影響評価について、原則として開発主体が実施し、評価者にイコモス関係者（日本イコモスを含む）を含めることとすることや、バッファゾーンにおいても資産の価値に応じた柔軟な保護の在り方を認めることなど、共通的に講ずべき指針があると判断した場合には、関係者に適時に周知するなどの取組が必要。

観光や開発、都市計画政策とも調和した文化遺産の保存・活用のため、関係省庁との連携を強化。

ユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統建築工匠の技」に象徴されるように、引き続き、世界文化遺産そのものだけでなく、その保護のために必要な保存修理技術等についても保護を図りつつ、文化遺産の保護に資する人材育成等の取組を推進。

地方自治体による対応

協議会の設置等により関係自治体が部局横断的な連携を含めた協力的体制を構築し、記載前と同様に積極的に保存・活用を持続的に推進していくことが可能となるよう、必要な人的・財政的な措置を講ずる。

国による情報共有のための機会に積極的に参画し、海外及び国内の情報を収集し、自らの包括的管理計画の策定及び改定に反映させる。文化財保護法に基づく地域計画やその他の都市計画において位置付けるなど緩衝地帯などの周辺を含めた保存・活用の在り方について、文化遺産の価値や状況等に合わせて検討する。

他の自治体における遺産影響評価等の影響評価の状況や海外の好事例を踏まえ、必要な制度及び体制を構築し、主体的に取り組むとともに必要に応じて実施状況を含めた保存・活用の在り方の発信を行う。世界文化遺産の意義や当該資産の顕著な普遍的価値（OUV）についての周知等によりボランティア（有償、無償を問わず）をはじめとする地域コミュニティの主体的な共同作業を促進し、必要な人材育成と適切な文化遺産の保存・活用（来訪者管理、インタープリテーションを含む）を通じて持続可能で魅力的なまちづくりの好循環を図る。

3. 世界遺産一覧表の充実に向けた取組

前提

これまで我が国で世界遺産一覧表に記載されてきた文化遺産は、古くから受け継がれてきた木造建築、信仰・崇拜の対象、近代化の軌跡など。我が国に特有の幅広い文化財により、世界遺産一覧表の幅を広げ、また、その多様性の拡充に大いに貢献。

我が国には世界に誇るべき文化財保護制度や、それによって保護されてきた様々な価値を持つ文化遺産が存在し、他国の状況に鑑みても我が国の文化遺産が今後も多く世界遺産一覧表に記載される余地がある。

更なる保存・活用や更なる多様性への貢献を図るためにも、継続的な記載とそのための暫定一覧表の充実は有効。

推薦すべき資産

今後推薦されるべき資産は、我が国に固有の、又は、典型的な価値を学術的に示しうるものであり、OUVを十分に説明し、世界遺産一覧表の多様性に貢献しうる必要があることが前提。

また、我が国における価値が高いことはもとより、国際的な視点においても高い価値があることが重視されるべき。また、優れた資産であって、関係国との調整が可能なものがある場合には、国境をまたいだシリアル資産として推薦することもありうる。

併せて、今回ユネスコ無形文化遺産として記載された「伝統建築工匠の技」にみられるように、我が国の有形遺産は多くの無形文化遺産と関係し、また、お互いに支えあっている。無形文化遺産との深いつながりのある資産については、そのことも含めて推薦の検討を行うべきである。また、エコパークやジオパークについても、今後有機的な連携が図れる文化遺産が見出された場合、説明材料として活用。

更に、2. で取り上げた対応を各自治体が講ずることを確認し、持続可能な保存活用が見込まれる資産であることが必要。

時代や文化財の分野など、これまでの記載状況を踏まえて限定して対象を検討することも考えられるが、我が国の固有性が表出しやすい時代や、特徴の現れやすい分野もあることから、当面は広く候補を探るべき。

現在のユネスコにおける議論や、我が国の特性を踏まえれば、例えば、

- ・地震や洪水といった防災に係る文化遺産
- ・その保護に無形文化遺産が必要不可分に関わっている文化遺産
- ・独自の信仰形態を表す文化遺産

- ・自然の尊重、自然との共生という古来からの精神を体現した文化遺産
- ・自然環境と生活の相互作用が独自の文化的価値を表現している文化遺産
- ・その時代の日本文化を象徴する資産が全国に展開されている文化遺産
- ・戦後の復興を象徴する文化遺産

などが、それぞれの緩衝地帯も含めた文化遺産としての十分な保護措置や、関係者の合意などの要件を満たす場合には、候補の可能性。

上の例示以外についても、これまで述べてきた十分な価値を有し、かつ、持続可能な保護体制が講じられるものについては、当然に検討の対象。これらの推薦すべき文化遺産は、とりもなおさず暫定一覧表に追加すべき文化遺産であり、暫定一覧表に掲載されたものうち準備が整ったものを推薦する手続きに変更は不要。

暫定一覧表の改訂手続

平成20年前後に暫定一覧表の追加を行った際には、地方自治体から候補を募ったが、検討には学術的な審査が必要であることや、自治体の境を越えたシリアル推薦の多い現状を踏まえ、今回は採用できない。一方で、意識調査等を通じ、今後の世界文化遺産の在り方のイメージを共有することについては一考の余地あり。

その際、併せて世界文化遺産の意義を問う設問を設け、その周知を図ることも有効。

国においては、学術的な研究成果や、国外の文化遺産やその世界遺産一覧表への記載状況、先述のアンケート結果等を踏まえ、各自治体が責任を持って世界遺産一覧表への記載後も保護を図る体制を確認した上で、追加を行う。

事前の視察調査や、ヒアリングを行うことも検討を深めるうえで有意義。暫定一覧表に掲載された文化遺産については、自治体による主体的な準備を主としつつ、国も必要な支援を行い、推薦を目指す。

追加については、期限を設けず、随時行うことが考えられる。

一方で、持続可能な保護を確保するためには、自治体による積極的な取組が不可欠であることから、その申出により、暫定一覧表からの削除も検討。